

大都市制度（特別区設置）協議会

《第32回議事録》

■日 時：令和2年1月31日(金) 10:32～11:51

■場 所：大阪市会 特別委員会室

■出席者：今井豊会長、吉村洋文委員、松井一郎委員、三田勝久委員、河崎大樹委員、
(名簿順)横山英幸委員、紀田馨委員、杉本太平委員、原田亮委員、肥後洋一朗委員、
中村広美委員、広田和美委員、山下昌彦委員、守島正委員、藤田あきら委員、
北野妙子委員、西崎照明委員、山田正和委員、山中智子委員

(今井会長)

定刻となりましたので、第32回大都市制度（特別区設置）協議会を開催いたします。

まず、定足数の確認ですが、本日は2分の1以上の委員にご出席いただいております。
協議会規約第6条第4項に基づく定足数に達しておりますので、会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

本日は、前回の協議会で決定した基本的方向性を踏まえていただき、特別区設置協定書の案を作成いたしましたので、説明させていただきます。記載内容についての確認などをお願いしたいと思います。

この協定書（案）については、現在、既に国と事前協議を行っております。また、協定書（案）のうち、事前協議の必要がなく、ボリュームが大きい財産目録については、現在、事務局において作成中です。次回の協議会で提出を予定しております。それと、特別区設置に向けた関連資料として、本協議会でもご意見のあった工程表についても参考に作成したので、こちらについても説明させていただき、記載内容についての確認などをお願いしたいと思います。

それでは、協定書（案）についての議事に入りますが、本協議会は多くの府民、市民の皆様方がインターネット配信を視聴されておりますので、発言される場合は、まずは挙手をしていただき、私が指名をしてからマイクを通してのご発言いただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局、よろしくお願いします。

(事務局：榎下制度企画担当部長)

制度企画担当部長榎下です。

それでは、資料1、特別区設置協定書（案）についてご説明申し上げます。

これまで、平成29年9月の第3回協議会で特別区素案をお示しして、協議会でご議論いただくとともに、国との調整を進めてまいりました。令和元年12月26日の第31回協議会におきまして、特別区設置協定書（案）の作成に向けた基本的方向性について決定をいただいたところです。本資料は、この決定を踏まえ、会長から協定書（案）の作成、国との事前協議の開始の指示を受け作成したものでございます。

最初に、協定書（案）の構成についてご説明いたします。表紙をおめくりいただきまし

て、目次をご覧ください。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の規定に基づき、一、特別区の設置の日、二、特別区の名称及び区域等々 7 項目について記載しておりますほか、目次の裏面、八、その他特別区の設置に関し必要な事項として、都区協議会、特別区において共同で処理する事務、地域自治区などについて記載をしております。

なお、別表のうち、会長からも今お話しがありましたが、第 2－4 財産処分と第 2－5 財産・債務目録につきましては、現在作成中でありまして、次回の協議会に提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、記載事項の概要についてご説明いたします。

まず 1 ページ、一、特別区の設置の日をご覧ください。特別区の設置の日は、令和 7 年 1 月 1 日といたしております。

二、特別区の名称及び区域等をご覧ください。特別区の名称は、淀川区、北区、中央区及び天王寺区とし、その区域はそれぞれ表にお示しするとおりでございます。特別区の主たる事務所の位置につきましては、淀川区は現在の淀川区役所の位置、北区は現在の大阪市本庁舎の位置、中央区は現在の中央区役所の位置、天王寺区は現在の天王寺区役所の位置としております。

ページをおめくりいただき 2 ページ、三、特別区の議会の議員の定数等をご覧ください。議会の議員の定数は、淀川区は 18 人、北区は 23 人、中央区は 23 人、天王寺区は 19 人といたしております。議会の議員の報酬等につきましては、大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の例によることといたしております。

3 ページ、四、特別区と大阪府の事務の分担、1、事務の分担をご覧ください。特別区は、法律またはこれに基づく政令により特別区が処理することとされる事務を処理することになりますが、これらの事務に加え、中核市が処理することとされる事務や、都道府県及び指定都市が処理することとされる事務のうち、住民に身近な事務を担います。ページをおめくりいただき 4 ページをご覧ください。大阪府につきましては大阪全体の成長、都市の発展及び安全安心にかかわる事務や、特別区の連絡調整に関する事務等を担います。

中ほど下、2、事務の承継をご覧ください。特別区及び大阪府は、大阪府及び大阪府が処理することとされていた事務を、事務の分担に従い承継いたします。なお、昨年 9 月以降の委員間協議を踏まえまして、特別区の設置の際は、大阪府が実施してきた特色ある住民サービスの内容や水準を維持し、特別区の設置後においても地域の状況や住民のニーズも踏まえながら、その内容や水準を維持するよう努めるものとする旨を明記してございます。

ページをおめくりいただきまして 6 ページ、五、特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整をご覧ください。

1、税源の配分では、特別区と大阪府の税源について記載をしております。

2、特別区と大阪府の財政の調整をご覧ください。大阪府は、地方自治法第 282 条の規定により、特別区財政調整交付金を特別区に交付する旨、それからその総額の算出方法について記載をしております。また、交付割合につきましては、特別区への配分の割合を、特別区の設置の日が属する年度の前々年度までの 3 年度分について算出した値の平均を用いることといたしております。このほか 7 ページから 8 ページにわたりまして、各特別区

への配分基準となります。特別区財政調整交付金の算定方法、それから大阪市債の償還に係る財源の取り扱い、また都市計画税、事業所税の取り扱い、大阪府に配分される税源の使途等の透明性の確保に関する内容などを定めてございます。

なお、昨年9月以降の委員間協議を踏まえ、財政調整の配分の割合につきまして、市立高校の大阪府への移管の影響額を勘案する旨、こちらにつきましては6ページの下から6行目あたりに記載をしております。また、特別区財政調整交付金の総額の特例として、特別区設置から10年間にわたり各年度20億円を加算する旨、こちらの趣旨につきましては7ページの最後から8ページの最初にかけて明記をさせていただいております。

恐れ入ります、9ページに移らせていただきまして、六、特別区の設置に伴う財産処分をご覧ください。大阪市が保有していた財産につきましては、行政財産等を第1区分、それ以外の財産を第2区分として、第1区分に係る財産は事務の分担に応じて特別区または大阪府が承継し、第2区分に係る財産につきましては、大阪府が処理する事務に密接不可分なものなどを除き、特別区が承継するというようにしております。詳細につきましては9ページから11ページにかけて記載をしております。

ページ少し飛びまして12ページ、2、債務の取扱いをご覧ください。中ほど（三）地方債の取扱いについてご説明いたします。大阪市の既発債につきましては、債権者保護等の必要性に鑑み、大阪府が承継することといたしまして、その償還経費につきましては事務の分担に応じて特別区等及び大阪府が負担するというようにしております。

なお、昨年9月以降の委員間協議を踏まえまして、万博会場建設費を負担する基金、特別区設置後に生じる額を負担するものに限りませんが、この基金につきましては大阪府が承継する財産といたしております。これにつきましては本資料最後から5枚目の別表第2-1に掲げておりますので、後ほどご確認いただけたらと思います。

恐れ入ります、ページおめくりいただきまして14ページをご覧ください。

七、大阪市及び大阪府の職員の移管をご覧ください。特別区の区長及び大阪府知事のマネジメントのもと、最適な組織体制を構築するものとするなどの基本的な考え方をお示ししております。大阪府及び大阪市の職員は、原則として事務の分担に応じて特別区または大阪府のいずれかの職員として引き継ぐこととしております。

なお、職員の移管、特別区及び大阪府の組織機構につきましては、昨年9月以降の委員間協議を踏まえまして、本資料の最後、別表第3-1から3-3という部分でお示しをしております。

続きまして15ページ、八、その他特別区の設置に関し必要な事項、そのうち1、都区協議会をご覧ください。ここでは大阪府及び特別区の事務の処理について連絡調整を図るため、大阪府・特別区協議会（仮称）を設置するということにいたしております。

ページをおめくりいただきまして16ページ、2、特別区において共同で処理する事務をご覧ください。特別区が担う事務のうち、専門性の確保、サービスの実施に係る公平性及び効率性の確保を図るため、一部事務組合等の仕組みの活用により共同で処理する事務について定めてございます。

恐れ入ります、ページをおめくりいただきまして18ページ、3、地域自治区、（一）地域自治区の設置をご覧ください。現在の行政区の区域ごとに地域自治区を設置することにいたしております。19ページの（二）地域自治区の事務所をご覧くださいと、各地域

自治区の事務所の名称、位置及び所管区域を掲げております。

なお、昨年9月以降の委員間協議を踏まえまして、地域自治区の事務所の名称につきましては、何々区役所という形で記載をさせていただいております。

ページをおめくりいただき、20ページの中ほど以降をご覧ください。大阪市の区役所で実施することとされておりました事務のうち、この表に掲げる事務につきましては、地域自治区の事務所において実施するということになってございます。

その右、21ページ、（三）地域協議会をご覧くださいますと、各地域自治区に地域協議会を設置する旨を記載しております。

4、町の名称をご覧ください。町の名称の取扱いにつきましては、住民の意見を踏まえて大阪市長が定めることといたしております。

5、その他をご覧ください。その他の特別区の設置に伴い必要な事項につきましては、この協定書に示した考え方を踏まえて処理することといたしております。

最後に国との事前協議につきましては、本協定書（案）について、本年1月6日付けで総務省自治行政局行政課長宛て事前協議を依頼いたしまして、現在、総務省及び関係各府省との間で協議を進めているところでございます。

資料1の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

（今井会長）

ありがとうございました。

申し上げるまでもなく、協定書については前回採決により決定した基本的方向性に沿った記載となっております。国との事前協議や4月の出前協議会を経て、今後とも継続して協議していくことになります。今日の段階で特に確認されたいこと、ご意見などがあれば発言をしていただければと思います。よろしくお願いいたします。

山田委員。

（山田委員）

公明の山田でございます。

今回提示されました協定書（案）には、大阪市の特色ある住民サービスを維持することがしっかり明記されたことをはじめまして、財源配分においても特別区設置後から10年間は、より安定的に住民サービスが提供できるように、特別区への年20億円の追加配分と市立高校移管分の効果が配分に反映されること、また、現行の窓口サービスが維持され、区役所の名称も住民がなれ親しんだ区役所のまま変更がないことなど、我が会派の意見が盛り込まれたものと認識しております。この協定書（案）をもとに引き続き建設的、前向きに協議していきたいと思っております。

その上で、これまでの法定協議会の議論の中で余り触れられてこなかったことでありますけれども、重要な事項であります職員の移管について本日は確認をしておきたいと思っております。

まずちょっと事務局にお聞きしたいんですけれども、この特別区設置に伴って市職員は大阪府、そして各特別区に移管されますが、その場合に給与をはじめとした労働条件に差が生じることはないのか、これちょっと改めて確認をさせていただきたいと思っております。

(今井会長)
世古口課長。

(事務局：世古口組織体制担当課長)

お答えいたします。

職員の移管につきましては協定書（案）に記載をしております、大阪市から特別区に移管される職員の勤務条件につきましては、特別区が旧大阪市の制度を適用することとなるため、基本的に差が生じることはございません。大阪市から大阪府に移管される職員につきましては、大阪府の制度を適用することになります。特別区の設置の日の前後におきまして異なる制度を適用されることとなる職員につきましては、不当に不利益が生じることのないよう調整するとともに、各々の自治体内で不均衡が生じることのないよう、職員の任免、給与、その他身分の取扱いに関しまして公正に処理することとしております。

以上でございます。

(今井会長)
山田委員。

(山田委員)

ありがとうございます。ちょっと例を出してみますと、大阪市には消防局がございまして、消防職の給与体系が設けられておりますけれども、現在の大阪府には設けられていないなど、大阪市と大阪府には身分の取扱いについては違いが存在している状況でございます。市の職員の中にも、大阪府に身分が移管された後の給料やその他身分の取り扱いについて不安に感じている職員も少なからずいらっしゃるというふうにも考えております。円滑に住民サービスを提供していくためには、やはり組織と人が重要であるというふうに思います。この協定書（案）で盛り込まれている趣旨をしっかりと踏まえていただきまして、安心して職務に専念できる環境、これを整えることが重要であるということを改めて意見しておきたいというふうに思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

(今井会長)
横山委員。

(横山委員)

今、公明さんのご意見に全面的に賛同する次第です。橋下知事と市長時代を経まして現在に至るまで、府市の人事給与制度に関する基本的な枠組みについては概ね統一されてきました。しかし、広域自治体と基礎自治体の違いもありまして、職種の体系の違いや、大阪市のほうが昇任が早い場合があるなど、人事給与の適用や運用面では異なる取扱いもあります。第29回の協議会の協議項目でもありました府の組織について、我が会派の意見表明の中で、都構想実現を見据えて、府の職員と市から移管された職員の双方が同じ土俵で

切磋琢磨できるような人事制度を構築していくことが非常に重要であると指摘しておいたところでございます。協定書（案）によりますと、大阪府に移管される職員には府の制度が適用されることとなりますが、今後、個々の制度や運用を比較精査すれば、特別区設置の日までに現在の大阪市における制度や運用に府のほうを合わせていくほうが当然良いものもあるというふうに考えられます。頑張った職員が報われ、やる気を出す、府民の理解と支持を得るということをめざして、全国に先駆けて取り組んできました公務員改革を継承しつつ、安心して職務に専念できる環境づくりも含めまして、いかに組織力維持向上を図っていくかという観点から、公明さんもおっしゃられるように、住民投票後、しっかりとした人事給与制度について、是非力強く検討していただきたいと思います。

以上です。

（今井会長）

山中委員。

（山中委員）

改めてこの協定書（案）という姿になって疑問に思うことをお伺いしたいと思います。

５ページですけれども、協定書（案）では住民サービスについて、特別区設置の際は維持するものとする。というふうになっています。特別区設置の際というのは、いわば2025年の1月1日という、そういう理解でいいのでしょうか。

（今井会長）

辻本課長。

（事務局：辻本事務事業担当課長）

すいません。事務事業の担当課長として、事務の継承という考え方についてということなんですけれども、まさに設置時といいますか、設置時にこれまでの大阪府、大阪市から大阪府特別区というふうになるわけなので、その時点でまさに大阪府と大阪市が持っていた事務について適正に水準や内容を維持する形できっちりと引き継ぎますという意味で、まさに設置時点と、設置時ということで結構だと思います。

（今井会長）

山中委員。

（山中委員）

そういうことですね。以後は維持することに努めるというふうになってるわけなんですけれども、日本語で考えると、以後という場合にはこの2025年1月1日も入る、設置の日も入ると思うんです。以後ですからね。ですから、なんか表現上こういう日本語でどうなのかなというふうに思うというのが1点あります。それは申し上げておきます。設置の際に、設置の日に維持するというのは、直前まで市長職であった人が職務執行者という形になるのか、特別区の条例を作って暫定予算を組むのですから、このように協定書に書いておけ

ばそれでいいのかなというふうに思いますけれども、やっぱり、前回もずっと議論が知事、市長からもありますけれども、以後、維持することに努めるということを協定書にうたったところで、やっぱりこのことにどういう意味があるのかなということを率直に思います。やはり繰り返しておられるように、それこそ特別区長なり区議会の意思というか裁量権に属するものであって、縛りにはならないのではないかと思います、いかがですか。

(今井会長)

辻本課長。

(事務局：辻本事務事業担当課長)

まず、縛りにはならないというのは、まさに法的にどこまで拘束されるかという意味では、そのまま未来永劫ずっとそのまま法的に拘束されるというものではないんですけれども、まさにこの法定協の中でもちょっと議論いただきましたように、これまでちょっと大阪市が蓄積した行政のノウハウとか、高度できめ細かな住民サービスをしっかりと維持するというので、将来的にもしっかりと維持させますよということをこの協定書の中でもしっかりと申し送りっていうのはあれなんですけれども、きっちりと制度設計でちゃんとやりますよということを書くという意味で書かせていただいているということでございます。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

そのお気持ちはわかりますが、拘束力もないし、それなりに独立した基礎自治体としての体裁を整えていこうと思えばもうコストもかかります。前も言いましたけれども、やっぱりない袖は振れないということもあり得ると思います。また、今回のようなことがあって、がさっとインバウンドが減るとかいろんなことが起こり得るわけで、努力するというふうにうたったところで、それが担保されない、気休めにもならない、先行きわからないのにこういう文言を入れて説明していくということについては、私はこれは市民を謀るようなものではないかなというふうに思うわけです。それは申し上げておきます。

区長の裁量権ということではいいですね、協定書には庁舎問題出てきませんけれども、庁舎問題にしても、中之島庁舎に淀川区とか天王寺区の職員を大量にいわば同居させるというのは、中之島庁舎はやっぱり北区に継承されるわけで、2025年の1月1日以後は北区の財産です。その北区に配分された財産をどのように活用するのかっていうことは、それこそ北区長や北区議会、あるいは北区民の固有の権利だと思うんですね。それをあらかじめ淀川区や天王寺区の職員を同居させますよというのも、これ北区のなんか権利侵害になるのではないかと思います、いかがでしょうか。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

その庁舎の件や事務のサービスの維持に関しましては、もう去年、協定書の議論のところで既に決まってしまう、それを今その蒸し返しの議論、今もう一度その議論さしていたでもいいんですけれども、それは大変恐縮ながらその非効率な議論といいますか、既にそれは十分議論されたところでありまして、住民サービスの維持等をしっかりとめざしていくということを意味してここに盛り込んだと。山ほど議論してきたわけですから。今それをここでちょっと蒸し返すのは。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

会長は、決め打ちではないというふうにおっしゃいましたし、やっぱり市民に本当に、市民区民の暮らしにかかわっていくことなので、繰り返し確認はさせていただきたいというふうに思います。ご答弁いただけないようでしたら、そういうふうに申し上げておきたいと思います。

それと、もう1点、これも議論したじゃないかと言われたらそうですけれども、ほとんど時間とっていませんので、議員定数、議員報酬についてもやっぱり意見はね申し上げておきたいというふうに思います。

27回のときにも申し上げましたけれども、中核市並みの事務事業、ニア・イズ・ベターということを標榜しながら、この協定書（案）でも議員定数は、淀川区で人口60万人に対して18人、北区で75万人で23人、中央区で71万人で23人、64万人の天王寺区で19人です。議員1人当たりの人口は3万3,000人ですね。一方、人口50万人の東大阪市は38人とか、40万人の枚方では32人、39万人の豊中36人など、1人当たりの平均は1万2,000人です。近隣中核市と比べて議員の定数は人口比で3分の1という状況です。前も言いましたが、この近隣中核市並みにするべきとまでは言いませんけれども、やっぱり多様な声を反映させる上で、今の政令市と同じでいいと、3分の1でよしとするのは、やっぱり特別区民の声がないがしろにされるのではないかというふうに思います。

逆に報酬等は、近隣中核市の平均が1,132万円に対して、協定書（案）では1,345万円ということで、200万円余りも高くなっていますし、政務活動費に至っては、東大阪は月額15万円です。枚方などは7万円ですが、協定書（案）では月額51万3,000円と非常に開きがあるということになります。定数は極端に少なく、報酬等は突出して高いと。ここはやっぱりもう少し丁寧な議論が必要ではないかなというふうに思います。特別区ということになれば、議員も政令市とは比べてより多分住民に身近な存在となっていくでしょうし、やっぱり多様な声を区政に反映させるという意味でも、定数や報酬等は見直すべきではないかというふうに申し上げておきます。

以上です。

(今井会長)

藤田委員。

(藤田委員)

山中委員にちょっとお尋ねしたいんですけれども、お答えいただけるかどうかかわからないんですが、先ほど住民サービスを維持すると努めると書いたところで維持されないという議論あったんですけど、それでいえば、今の大阪市は、大阪市のままであれば未来永劫住民サービスが維持されるというのはどこに記載されてるのか。これどこにも記載がないわけです。この協議会で議論していただくのであれば、どこをどういうふうに制度を変えたらこれが担保されるのかという議論をしていただかないと、不安だとか、これは見直す必要があるとか、これ着地点のない議論というのはどこまでたっても結論を見出せないと思うんです。議員定数にしてもそうです。先ほど人口1人当たりの議員定数を他市と比較しておっしゃいましたが、それはそのまま、今の大阪市会83人に対しても同じ議論が当てはまるわけですよね。じゃ、今の大阪市会の議員定数では住民の声を拾えてないということを山中委員はおっしゃってるのかもわかりませんが、それは大阪市会の議論で今議会の議決によって決まってることですので、じゃ、特別区になれば、何人であれば声を拾えて、何人にすべきなのかという議論を、これはもう横山委員さっきおっしゃったように終わったフェーズですけども、提案をしていただきたかったなということを申し上げておきます。いずれにしても着地点のある議論をやりましょうということです。

(今井会長)

山中委員。

(山中委員)

大阪市を続けていく上では協定書なんか別に必要ないので、大阪市をわざわざ廃止をして四つの特別区に割るというその上での協定書なので、住民サービスどうなるんですかということを議論させていただいています。全くのそれすり替えだというふうに思いますね。

それから議員の定数については、政令市はもともと国の法律で上限がある中で、大都市になればそれ以上は、一定以上は増やせないという中で政令市はこういう人数になってるわけで、それが何がいいのかっていうのは本当に区民も含めて、あるいは住民も含めて考えるべきだと思いますが、3分の1でいいですよというスタートではいけないのではないかなというふうに私は申し上げます。

(今井会長)

これぐらいにとどめおきたいと思います。

(松井委員)

一つだけ言うときます。

(今井会長)

松井委員。

(松井委員)

山中委員、定数については、そういう特別区という自治体があれば、特別区議会で住民の声を聞きながら定数はその区でまた判断がなされるわけですね。変えようと思えば。増やそうと思えば増やせるわけなんです。あくまでもスタート時点。スタートのときは今の大阪市会で山中委員も含めて皆さん住民の声を今の人数で聞かれてるわけですから。だから定数についてスタートは今の議会の数と経費を守りつつ、特別区がスタートすれば、山中委員がそのとき特別区議会にいらっしゃったら、この人数では足りないから増やそうよという、そういう形で住民の皆さんの理解を得られれば、さらに定数は増やせばいいだけのことで、今スタート時点の定数をこれ以上ね、もう議論は今済んでるわけですから、ここで蒸し返しても仕方がないと、こう思います。

(今井会長)

これで最後にしてください。

(山中委員)

私それは市長のおっしゃるとおりだというふうに思うんですね。特別区議会が決めたらいいい、報酬も定数も決めたらいいいですけども、スタート地点で余りにも乱暴なやり方はどうかなということを申し上げています。

(今井会長)

この意見についてはそれぞれご意見としては認識しますけれども、前回の協議会で採決により決定された制度設計に基づき協議を進めていきたいと思しますので、よろしく願いしたいと思います。

ほか何かご質問ございませんか。

ないようですので、協定書（案）に関する本日の協議はここで終了とさせていただきます。

なお、国との協議結果については、後日の協議会でご報告させていただきます。

それでは、次の項目、特別区設置に向けた工程表について、事務局からご説明を願います。

(事務局：川平制度調整担当部長)

私のほうから資料２、特別区設置に向けた工程表についてご説明申し上げます。表紙をおめくりいただきたいと思います。

まず目次の下、資料の位置づけについてでございますが、本資料は、現時点において副首都推進局において想定している主な設置準備業務の工程表をまとめたものでございます。

１枚おめくりいただきまして１ページ、１、基本的な考え方をご覧ください。事務の承継の方針では、特別区設置に際しまして、行政のノウハウや高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないよう、適正に事務を引き継ぎ、必要な体制を整備するとしていましたが、これを受けまして、設置準備業務に係る基本方針として、二重囲みの中に記載しておりますように４つの方針で進めていくこととしております。具体的には、住民投票後、

設置準備業務を推進する準備組織を速やかに設置するとともに、設置準備期間を初動期間、調整期間、直前準備期間に区分いたしまして、設置準備業務を着実に進めていくことを想定しております。また、進捗に応じ検討状況を議会にご報告させていただき、住民への周知を的確に行っていくこととしております。

2 ページは、3 ページ以降の各項目の設置準備業務のうち主なものを全体の工程のイメージとしてまとめたものでございます。資料左上の準備組織の始動についてですが、住民投票後、初動期間 6 カ月で速やかに準備組織を始動し、課題の整理や対応策の検討を直ちに開始することを想定しています。その後、21年度から23年度の各年度で段階的に準備組織や府市の各部局の準備要員を拡充し、設置準備業務をさらに推進するとともに、24年度の直前準備期間 9 カ月では、各特別区、大阪府への移管を想定した組織体制を併用いたしまして、準備業務等を実施することとしております。

3 ページをご覧ください。

2、組織体制に関する工程表です。特別区や大阪府の組織、職員数につきまして、初動 6 カ月間を目途に組織機構等を検討するとともに、採用計画の作成を行います。その後、22年度末までにポストや職種なども含めまして特別区、大阪府の課、事業所別の具体的な職員数を検討いたしまして、採用計画への反映を行ってまいります。これと並行いたしまして、職員の身分移管、人事制度につきましては、特別区設置後の任用、勤務条件等の制度を検討、構築するとともに、身分移管ルールを検討いたしまして、身分移管に関する職員の意向調査なども実施いたします。そして、23年度に各特別区や大阪府への移管を想定した人事配置を行った上で事務を試行実施し、24年度の直前準備期間には現在の大阪市の組織体制と、各特別区や大阪府への移管を想定した組織体制を併用することにより、通常の大阪市における業務と、特別区設置に向けた準備業務等の両方を遺漏なく実施してまいります。

次に 4 ページ、3、事務事業をご覧ください。

まず、事務の承継についてでございますが、初動期間 6 カ月を目途に速やかに事務分担の更新を行いまして、21年度から22年度にかけまして、個々の事務事業に係る事務処理手法の詳細の検討や調整を進めてまいります。そして、23年度に制度移行を想定した事務の試行実施を行った上で、24年度の直前準備期間には最終調整を行うこととしております。

なお、この間、関係団体への説明や意見聴取を行いまして、事務処理手法に係る関係団体との協議調整も並行して進めてまいります。

また、法令及び条例等の整備につきましては、大都市法におきまして、特別区の設置の申請後、国は 6 カ月を目途に必要な法制上の措置を講ずるとされておりますので、法令改正に向けた必要な協議を行うこととなります。加えまして、特別区の条例案や府の事務処理特例条例等の策定を行ってまいります。

5 ページをお開きください。

4、一部事務組合についてです。ここでは、規約案の作成のほか、先ほどご説明しました内容と同様に、事務の承継や組織体制の整備に係る準備業務を進めてまいります。

次に、6 ページ、5、庁舎整備をご覧ください。

特別区の庁舎につきましては、20年度から21年度にかけまして、保有庁舎等執務室面積の精査や、本庁舎へ優先的に配置する部署の検討などを行います。22年度には最終的な庁

舎配置案と、特別区設置時点における暫定の庁舎配置案を作成し、仮決定を行うこととしております。その後、23年度から24年度にかけまして、最終配置案に基づく改修設計を行うとともに、暫定配置に向けたレイアウト変更など準備を進めまして、特別区設置の日には暫定配置を完了することで業務に支障のないよう執務室を整えてまいります。

一方、大阪府の庁舎につきましては、22年度に庁舎配置案を仮決定し、23年度から24年度にかけまして改修設計、改修工事を行った上で、特別区設置の日には配置を完了することとしております。

7 ページをご覧ください。

特別区と大阪府のシステムにつきましては、初動期間 3 カ月を目途にシステム改修の基本方針を確定させ、業務要件の確認や仕様書の作成を行います。また、21年度にはシステムの基本設計や詳細設計を行いまして、22年度から23年度にかけてプログラムの設計・製造や各種テストを行ってまいります。24年度の直前準備期間中には運用テストを行った上で、年末年始の期間を活用しましてシステムの切りかえ作業等を行い、特別区の設置時点から住民サービスを確実に提供できるよう、システムを移行してまいります。

次に、8 ページをご覧ください。

各特別区の町名の決定につきましては、初動期間 3 カ月を目途に町名の素案を作成、公表するとともに、住民意見聴取の手法を検討してまいります。その後、21年度に各区役所と連携の上、住民意見を聴取し、議会でのご議論を踏まえまして町名（案）の決定、公表を行うことを想定しております。その後、22年度以降は、町名を含む住所表示につきまして、住民の皆様等への周知広報を行ってまいります。

次に、9 ページ、8 の（1）財政調整制度をご覧ください。

特別区と大阪府の配分割合につきましては、特別区設置の日が属する年度の前々年度までの 3 年度分について算出した値の平均を用いますので、20年度から22年度分について、各年度決算の積上げ精査を行ってまいります。次に、特別区間の配分基準につきましては、個別検討項目の整理を行った上で、21年度から23年度にかけまして、財政調整交付金や目的税交付金の算定実務、交付手続等のルールを検討を行ってまいります。また、透明性の確保につきましても、毎年度の制度検証のあり方や府の特別会計設置に係る詳細の検討をあわせて行います。23年度末には財政調整交付金条例骨子案を策定の上、24年度の直前準備期間中には配分割合や配分基準等を決定しまして、府議会や市会への条例案等のご報告を経て、財政調整交付金条例等を制定することとしております。

次に、10 ページをご覧ください。

8（2）予算・決算についての工程表でございます。

大阪府の24年度予算については、年度後半で特別区が設置されることから、府の従来事務を執行しつつ、後半の 1 月から 3 月の移管事務分に係る補正予算を編成し、特別区設置の日までに議会でご審議いただくことになります。また、25年度当初予算につきましては、移管事務を含めた通年の予算として編成いたします。

次に、大阪市と特別区の予算につきましては、24年度の 4 月から 12 月分については大阪市の予算として編成いたします。年度後半の 1 月から 3 月分については、各特別区と一部事務組合の予算となりますので、あらかじめ大阪市において暫定予算として編成しておき、市会へご報告の上、特別区設置の日には職務執行者である旧大阪市長が調製し、執行いたし

ます。また、25年度の各特別区及び一部事務組合の予算につきましては、年度当初は骨格予算とした上で、その後、特別区長、区議会のもとで本格予算を編成、ご審議いただくことを想定しております。

決算処理につきましては、翌年度に処理することが基本でございますが、24年4月から12月分の大阪市決算は24年12月末をもって出納閉鎖となり、旧市長が決算を調製し、知事や各特別区長等に決算を提出し、各団体で監査や議会報告を行うこととなります。

次に、財産・債務についてご説明します。11ページ、9の（1）財産の承継をご覧ください。20年度から21年度にかけまして、財産承継における具体的な課題の把握を行うとともに、22年度から23年度にかけまして、安定的な財産の承継に向けた方策を検討調整いたします。その後、関係条例案を作成し、24年度に議会でのご審議を経まして、財産関係条例を制定いたします。

12ページの9（2）債務（債務負担行為）の承継でございます。市の債務負担行為の現状を府市間で共有し、大阪府が引き継ぐ債務負担行為の取り扱いについて検討を進め、府や特別区の予算案への反映を行ってまいります。また、特定調停に基づく損失補償につきましては、大阪府における新たな経営監視体制の構築に向けた準備を進めてまいります。

次に、13ページをご覧ください。

9（3）債務（地方債）の承継でございます。市の公債管理事務の現状を府市間で共有いたしまして、起債管理システム、データなど、公債管理事務の取扱いにつきまして検討を進めてまいります。23年度には特別会計条例など関係条例案を作成し、24年度に府議会で条例案をご審議いただくとともに、府や特別区の予算への反映を行ってまいります。また、市債の大阪府への承継につきましても、投資家向け広報活動を通じて市債承継の仕組みを周知するなど、設置準備期間を通じて広報活動を継続してまいります。

最後に14ページ、10、大阪府・特別区協議会（仮称）についてご覧ください。

都区協議会につきましては、特別区設置により法定設置されることから、設置準備期間中に運営規程案や第三者機関の運営方法等について検討を進め、特別区設置後速やかに運営規程を決定してまいります。

工程表に関する説明は以上でございます。

（今井会長）

ありがとうございました。

この工程表は特別区の設置が住民投票後で決まった後のことでもあります。この資料は事務局の想定による参考資料の位置づけになります。ただいまの説明あるいは記載内容で特に確認されたいことやご意見があればご発言願います。

横山委員。

（横山委員）

はい。この工程表は本当に非常に意味がある資料でございます。特に住民投票後の4年間の各項目における4年というしっかりとした月日をとって、各項目のスケジュールを記載いただいておりますので、住民の皆さんの不安払拭につながる非常に重要な資料だと思っております。

その上で、町名の決定の工程表のところで少し確認と意見を申し上げたいと思います。

まず、住民の皆さんに少し誤解が生じていると感じる点がありますので、いま一度制度案を確認しながら趣旨を説明させていただきたいと思います。

会長、資料の配付とパネル掲示を。

(今井会長)

はい、どうぞ。

(横山委員)

お手元配付する資料は、実は素案の中にある資料なので、別に新しいものではありません。町名の考え方のところでございます。素案の中の資料をちょっと抜粋してお手元配ってます。ここにある取扱ルールでは、特別区の名称と現在の町名の間に現在の行政区名を挿入することを原則としつつ、例外が2つあります。例外1として、特別区と行政区が同じ名称の4つの行政区、そして方位と混同される西区は、現在の行政区を挿入しないということと、そして例外2としまして、行政区と町名が連続する場合は、現在の行政区名を挿入しないことが示されています。これはもうずっと昔から変わっていない素案の考え方です。これに基づきまして、あくまで確認なんですけども、基本的に住所が長くなることはありません。同じ名称がそのまま繰り返されることもないというのは確認しておきます。

長くなることはないというのは、現在の住所表記と特別区になってからの住所表記を比較しますと、特別区の名称と行政区の名称が一致していないところでも、大阪市の3文字が、特別区の2文字から4文字です、淀川区、北区、中央区、天王寺区、この4文字に置きかわります。さらに、行政区の「区」の1文字がなくなりますので、これは当たり前ですが、制度移行後、住所表記が長くなることはありません。

何でわざわざこんなことを言ってるかということ、少しこういうご意見を見受けまして。左側が少し見受けられたご意見なんですけど、これは誤りですね。どういうご意見かというと、現在、大阪市浪速区日本橋というのが、新しくなると、大阪府中央区浪速日本橋になるという表記でして、これ何が言いたいかというと、正しくは、当然、大阪府大阪市浪速区日本橋から、新しくなっても大阪府中央区浪速日本橋となると。これ重要なところは、大阪府と大阪市、住所表記で、つけるならつける、つけないならつけないで当然合わせて比較しないといけないということなんです。それをした場合、当然長くなることはないという。これはちょっと印象操作じゃないんですが、住民の皆さんが煩わしく思う可能性もありますけれども、決して全ての町名においてそういうことはない。同じ名称の繰り返しもないというのは、例外でもうずっと言ってるんですけども、ただどうしても、大阪市住之江区住之江が、新しくなると中央区住之江住之江になるというような、ちょっとそういう表示も見受けられまして、これももちろん例外規定にありますとおり、大阪市住之江区住之江は、中央区住之江という住所表記になります。まずこれ今の素案の考え方なんですけど、少しこう住民の皆さんの間に誤解が生じてる可能性がありますので、これはしっかり確認をしておきます。

その上で3点目なんですけれども、住民意見反映の機会が確保されたと。これ工程表の中に今回記載されております。8ページになると思いますが、この提出された工程表で示

されたとおり、設置準備期間中に住民意見の反映の機会が確保されるのは非常に意味があることだと思います。現在の行政区の名称と特別区の名称との関係や方位のあらわし方、現在の町名になった歴史的な経緯、行政区単位、あるいは町単位でもお住まいの方によっていろいろ意見は異なってくると思われます。今の制度案で示されてる取扱ルールは、これはあくまで案でありまして、住民投票後に、ルールそのものをさらに検討することが必要でありますし、住民の意見を反映していく中では、ルールの弾力的な運用で、さらには例外規定を新たに設けるなど必要になることも十分あり得ます。住民意見反映の際は、住民アンケートやパブリックコメントなど意見集約する機会の確保や住民が参画する会議体、区政会議における住民意見の集約などさまざまな手法があります。これを是非ご検討いただき、これらを活用して積極的に意見集約していただく旨強く要望いたします。

また、工程表に記載もあるとおりでありますが、住所表記の検討状況については議会へ随時報告して、議論の場をしっかりと設けるようあわせて要望いたします。

住所表記に関して以上です。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

私からも住所変更手続について確認をさせていただきたいと思います。

この住所表記の変更に伴いまして、例えば役所や郵便局への届出などいろんな変更手続が必要になると誤解されまして、既に煩雑さを感じてる住民もいらっしゃると思います。そういったお声もこれまでも聞いてきております。この副首都推進局のホームページにおけるＱＡ集では、これまでの市町村合併の事例では、運転免許証や国民健康保険証をはじめ、住所変更手続については不要である。同様に、住民の皆さんにできる限り手続をしていただく必要がないよう、関係機関と調整しますと説明をされています。

事務局に確認させていただきたいんですけれども、住民の皆様が行う手続等についてどのように考えているのか、改めて確認させていただきます。

(今井会長)

松山課長。

(事務局：松山戦略調整担当課長)

委員からご発言いただきましたとおり、これまで市町村合併の事例では運転免許証や国民健康保険証の公的な行政機関の住所変更手続については、特別区制度に伴っては必要ありませんでした。ホームページでＱＡに掲載しておりますとおり、住民の皆さんにできる限り手続をしていただく必要がないように、設置準備期間におきまして関係機関と調整してまいりたいと考えております。

以上です。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

ちょっと調べましたところ、日本郵政グループのホームページには、合併に係る住所変更についての記載がありまして、合併前の住所と郵便番号を記載していただければお届けできますと記載がありまして、もちろん旧住所でも郵送物は届くことが示されております。町名については、年末から各報道機関で結構大きく報道されたために、既に住民の皆様の関心も高まってきておりまして、引き続き可能な限り手続きの簡素化を進めていくと同時に、こうしたことについても区広報紙で早期に周知していただくように、事務局には要望しておきたいと思います。

続いて、もう1点だけ確認させていただきたいんですが、工程表について留意点を申し述べておきたいと思います。項目番号の3、事務事業、つまり事業の引継ぎに関する項目の中で、関係団体との協議調整について記載をされております。市民協働や公民連携と言われるように、この公益の担い手は行政だけではなく、福祉や医療の分野をはじめとする関係団体や事業者もこれまでも大きな役割を担ってきていただいております。この秋の住民投票に関するニュースを見ておりますと、例えば委託契約を行っている団体さんのほうでは、特別区になったら今受託してる事業はどうなるのかといった、そういった不安というか気がかりもあろうかというふうに思います。数多くある関係団体との綿密な協議も必要かというふうに思いますが、この移行期間中に所管の局と手続きがされるという理解でいいのか、これも事務局に確認をさせていただきます。

(今井会長)

中野課長。

(事務局：中野事務事業担当課長)

お答えいたします。

特別区に移行することが決定された際には、大阪市の住民サービス水準の適正な維持という事務の承継の方針に基づきまして、特別区設置に向けた工程表にお示ししておりますとおり、設置準備期間において関係団体と協議調整を行いながら、事務処理手法を検討構築することとしております。その中では、現在委託契約を行っている事務につきましても同様の観点から関係団体との協議調整を行ってまいります。

以上でございます。

(今井会長)

山田委員。

(山田委員)

団体側から相談が寄せられましたら、事業を所管する各部局におきまして、特別区の制度案や法定協議会での議論の経過など、今後スケジュールなどの情報提供を適切に行っていただきたいというふうに思います。

一方、委託など団体との関係がどう変わるのかといった突っ込んだ協議を、今の住民投票前の段階で始めていくというのは当然誤解を与える視点もございますので、住民投票における民意の反映というプロセスを考えれば、一定の慎重さも必要であるというふうに思います。また、大阪市と関係のある団体や事業者は数多くありますので、一部のところだけ調整するというのも問題があるかというふうに思います。特別区になれば、それぞれの区において今の住民サービスを低下させないようにするためには、この工程表のスケジュール感に沿って、住民投票後、速やかに関係団体に周知するとともに、特別区になった後の事業の進め方であったり連携などについては団体側としっかり協議調整していくことが重要であるということを改めて指摘しておきたいというふうに思います。

以上です。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

はい。私のほうからもちっと山田委員の発言の前段でおっしゃられた住所表記のことについて発言したいと思います。

このことにつきましては、工程表の8ページを見ていただきたいんですけども、初動期間の3カ月で、それをめどとして意見を聞いていくということなんですけれども、要は住民投票の後にこの作業をするということでございまして、これについては我が会派といったしましては反対でございます。と申しますのが、やっぱり住所、氏名、年齢まで含めると、個人の属性をあらわすのに住所というのは非常に大事で、前にもこの法定協議会において私発言しましたがけれども、市民にとって、お一人お一人にとっては非常に大事な判断材料となろうということでございまして、是非これは住民投票前に明記する必要があるというふうに申し上げたところでございますが、聞き入れてはもらえませんでしたけれども、住民投票を行うことになるわけでございますから、是非とも、住民投票が終わった後3カ月でやることならば、その前にやっていただきたいということを主張しておきたいと思います。

もう一つ、そのことに関して、先ほど横山委員のほうからフリップを提示していただきましたけれども、そこに書いてありましたのは大阪府というふうに表記されておりました。これは大阪府という表記なんですね。大阪都ではないんですね。そのことをちょっと理事者のほうには確認しておきたいと思います。これは横山委員でも構いません。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

確認の意図がちょっとよくわからないんですが、現在この表記のままでございまして、今の素案の中では大阪都というのは別に記載されておられません。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

先日の報道では、2023年の統一地方選挙に合わせて、都という名称の使用に関して知事市長のほうから記者会見とか記者発表がございまして、都の名称を使うということについての住民投票を改めてやりたいというふうなことをおっしゃられました。ということは、今年2020年11月に行われようとしている住民投票においては、大阪都という名称には直ちにはならないということの理解でよろしかったのでしょうか。そういう認識でよいかどうか、これは是非理事者の方からお答えいただきたいと思います。

(今井会長)

手向局長。

(事務局：手向副首都推進局長)

現在の大都市法では都とみなすという規定はございますが、名称を変えるというところまで、今現在予定されてるものではないと思っております。その意味で、今回の住民投票だけで名称が変わるものではないという理解で結構かと思えます。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

それでしたら、現時点では大阪都という名称にならないということはもう確定しているわけございまして、そのことについて、例えば、行政が広報紙等でいわゆる都構想というふうなごまかしを少し加えまして柔らかくしたところで、大阪都というふうに主張してらっしゃることについてはやはり疑義がございます。都構想という言葉と表現を用いる以上、やっぱり市民の判断をミスリードしかねないという恐れがございますので、現在の時点で大阪府というふうな名称にしかならないということがわかっているのであれば、現時点で広報紙等で「いわゆる」というものをつけたとしても、大阪都という表現はなさらないほうがいいんじゃないかということを申し上げておきたいと思えます。

(今井会長)

紀田委員。

(紀田委員)

次の今年行いたいと考えている住民投票は大都市法に基づくものです。その大都市法において都道府県の名称を変更する規定というのはありませんし、現時点で、府から都に変えるというのは、私たちはめざしていますし、めざすべきだと思いますけれども、この住民投票ではそうはならないというのは、それは確かにそう、おっしゃるとおりそうなんです。

す。ですけど、都道府県の名称というのは法律によってこれを定めることができるわけですね。地方自治法によると。法律によって名前を変えることが想定されているんです。そして、そのための手続きというのはいないんですけれども、大阪府民の意思として、あるいは、特別区に住む皆様方の意思として、制度として副首都にふさわしい地方自治制度が調ったんだから、名称としても都という名前を使いたい、使ってほしいという方がたくさんいらっしゃったら、国会においてもそれを大変重く受けとめてくれるに違いないと思うんですね。その意味で、住民投票という形で大阪の意思を発信していきたいということだと思うんです。

いずれにしても、今回の住民投票で都にはならないということを過度に強調すべきじゃないと思うんです。何しろ都にふさわしい制度にしていこうというものですから。そしてなお重視すべきなのは、大阪維新の会は2010年から大阪都構想というこの5文字で大阪の府と市の再編の話をしてきています。全国の人口に膾炙してるのが大阪都構想、都構想という言葉だと思うんです。その意味で、なんか大阪都構想という言葉を使うことがミスリードを誘うというようなことは全く当たらないと私は確信しています。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

申し上げたいのは、維新の会の皆さんが大阪都ということをおっしゃりたいのはわかりますし、それをとめだてすることはいたしておりません。今申し上げているのは、行政のほうで大阪都構想は行政課題だということで、そういうふうな物言いで広報紙等で使うことはやっぱりやめていただきたいというふうなことを申し上げているだけでして、2023年の統一地方選挙に合わせて例えば住民投票をやったところで、それでも賛成多数で可決したところで、それは住民の意思の形成だけであって、その後には直ちに、例えば可決したとしても大阪都にはなるんですか。なりませんよね。そのことを申し上げてるんですよ。わかりますか。

(今井会長)

紀田委員。

(紀田委員)

もはや一般名称になってると思うんです。大阪都構想という言葉がですね。だって、メディアの皆さん見てくださいよ。維新大嫌いなメディアもいっぱいいるじゃないですか。どこと言いませんけど。でも、どのメディアの皆さんも大阪都構想という言葉が使われてるじゃないですか。

(今井会長)

吉村委員。

(吉村委員)

まず名称の問題と、行政としてどうなるかというのはちょっと分けたほうがいいと思います。行政としてどうなるかと考えたときに、これは大都市法で制定されてて、都とみなされるわけですよ。都と。都区制度に移行するわけです。だからこれは都構想。行政的にも都構想。いわゆる都構想と。全く問題ないし、都とみなされるということはやっぱりそこはきちんとご理解もいただきたいと思います。それと、名称に関して言うと、今は法律でというふうになってますが、今年の11月にもし大阪市民の皆さんが都区制度をめざす、都構想に行く判断されたら、名称についても、これは国の協力も要りますけれども、府民の皆さんに意思を問うて、そして名称も実態に合致す、都にするということをめざすというのは僕は当然だと思うし、知事としてもそういうふう発信もしています。行政の資料が知事としての資料として出すのであれば、行政の資料も本来であれば名称も都とめざすというのは、僕は協定書に書いてもいいぐらいだと思ってますよ。

(今井会長)

北野委員。

(北野委員)

今、吉村知事がおっしゃった都とみなすというふうな表現があるので、都としてもいいんだというふうなおっしゃり方は、いわゆるみなし規定ということを考えれば、法律家であられます吉村知事がそういうことをおっしゃるのはおかしいと思います。異質のものを同一のものとみなすというふうなみなし規定のことをご存じないわけじゃないですよ。ですから、都ではないので都とみなすというふうに書いてあるわけですよ、当然のことながら。だから、都ではありませんよということは確定してるわけですよ。しかも住民投票なりで住民の意思を確認した後、法律改正がおびただしく必要であるということは理事者の皆さんも広く理解してらっしゃると思いますので、このことを強弁なさればなされるほどやっぱりおかしいということをおっしゃっているようなものだと思います。

以上です。

(今井会長)

守島委員。

(守島委員)

正式名称はそうなのかもしれないですけど、今、都区制度で都とみなすと言われてること、いわゆる大阪都構想と「いわゆる」がついてることに関しては、一般名称と紀田さんが言ったように、それで通じると思いますし、それが一番周知されてる事実なので、それをもって都構想という表現自体がアウトというところもちょっと行き過ぎな論点かなというふうに思っています。

あと、町名の決定のところで、3カ月で決まるんだっただけというふうには北野先生言ってたんですけど、あくまで町名の決定ルールとか周知ルールとかヒアリング方法を決めるのが3カ月で、それから1年ぐらいかけて実際に皆さんの声を聞いて町名を決めるというこ

とをここに書いてるので、これから11月1日に住民投票がある中で、1年未満の期間をもってそれをヒアリングするというのは、このスケジュール感的にもちょっと厳しいんじゃないかなと思って、ちょっと考えてる前提が違うのかなというふうに思ってます。

(今井会長)

この件についてはもう引き取らせていただきます。協定書で基本的方向性が既に確定しておりますし、あわせて都制度の問題ということでこの間議論が進んできたと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中村委員。

(中村委員)

1点だけ、事務事業と組織体制の両方にかかわることについて指摘をさせていただきたいと思います。

昨年11月の第29回法定協議会で、大阪府の組織について委員間協議を行った際に、文化振興と都市魅力を一元的に推進していく都市魅力文化局の設置について、大阪の知名度や都市格の向上に向けた取組みを加速し、国際都市大阪の確立につながるものとして期待できますということを申し上げさせていただきました。住民投票後は、本日晒されたこの工程表に基づきまして、大阪市から大阪府への事務の移管に向けて、府市の関係部局間で協議が始まるというふうに思いますが、府の組織体制を見ますと、今は府民文化部と教育庁という形に分かれているのが現状でございます。府市の関係部局間での協議が円滑に進むよう、準備組織のかじ取りも重要でありますけれども、しっかりと移管を見据えて府側で一定の再編や体制整備を前もって必要であれば適切に対応していただくべきものと考えております。そのことについて、大阪府側での準備の重要性についても改めて検討指摘をしておきたいというふうに思っております。

以上です。

(今井会長)

はい。参考として承っておきます。

ほかご意見なければ、本日の協議は終了となりますけど、それ以外に何かご発言ありますか。

西崎委員。

(西崎委員)

2点ございます。

まず災害対応についてなんですけれども、昨今頻発しております災害を目の当たりにして、住民の皆様の災害への関心というのは非常に高まっているところでございます。特別区の制度案に対しては、淀川区と天王寺区の職員の大多数が北区の中之島庁舎で勤務しておりまして、災害発生時の対応が今よりも低下するという誤解というものが広がっているように思われます。制度案では、24区の区役所には窓口サービスに従事する職員だけが残っているのではなく、一部の総務や企画などの内部業務を除く現行の区役所の主要な業務

に従事する職員も引き続き現行どおり配置されることになっており、災害時の避難所運営などの現地の災害対応については支障がない上に、大阪市では一つの災害対策本部が特別区にそれぞれに設置されることになっています。また、今の区役所には本庁の部局も入居することになりますので、災害発生時にはこれらの職員も災害対応に従事することになるというふうに考えられます。制度案に関する正しい情報を住民にお伝えするということは重要であり、特別区移行後の危機管理体制について、現行と比較してどうなるかについてというのがまず1点目でございます。

2点目に、次に、区役所の具体の姿なんですけれども、先ほどの今の項目とも関連するんですけれども、特別区移行後の区役所では、窓口サービスだけではなく、地域の自主防災組織に関する事務、また市民協働の支援、子育てや生活保護など福祉に関する支援、保健師による保健サービスなど、住民に身近な幅広い業務が継続して実施されることになっておりますが、その正しい情報が市民には十分に届いていないように懸念しております。そこで、特別区移行後の区役所の体制に関して、現行と比較してどうなるのかについてもあわせて会長のほうから事務局に資料の作成を指示していただいて、次回協議会で確認しておきたいというふうに考えております。

(今井会長)

ほかありますか。

藤田委員。

(藤田委員)

私のほうからは広報のあり方について1点要望を申し上げたいと思います。

制度案に対する住民の正しい理解を促進するための行政の広報のあり方について、以前にもこの協議会で我が会派の横山委員から問題提起をしたところでもありますけれども、自民党会派が開設しているホームページ、「今さら聞けない都構想」というページ、こちら自民党さんみずから都構想という文言を使われておりますので、そのほうがやっぱり住民理解が進むというご理解いただいているのかなと思うんですが、このページにおいて、大阪府の決算が黒字であるにもかかわらず、大阪府は赤字で、都構想は借金の少ない大阪市の税収を借金が多い大阪府に吸い上げる仕組みであるという誤った情報が掲載されていたということを問題提起いたしました。また、住民の方からは、各地でもう既に、都構想の説明会やシンポジウムなどが開かれているんですが、そこに参加された方から、都構想になると敬老パスがなくなるという説明を受けたという声も実際に聞いております。

本日、公明党の西崎委員から、特別区設置後の24区役所に勤務する職員数を確認する資料の要求がございましたが、これも、特別区設置後になれば24区役所の職員数が減るので、防災力ががた落ちになるということをおたかも事実のように発信している方がおられるからであろうというふうに推察しております。こうした誤った情報は住民の不安をいわずらにあおるものでありまして、制度の正しい理解を妨げるものであります。現在、本協議会で議論された内容につきましては順次協議会だよりで広報しておりますが、このテーブルで議論されていないこと、あるいは過去に議論をされて整理された後に、誤った情報が新たに流布されているものについては、正確な広報が行われていないのではないかなという

ふうに危惧をしております。

前回の住民投票において、本当にさまざまなデマが入り乱れた結果、非常に多くの住民の方から、結局何が正しいのかわからないと、何をもとに判断したらいいのか正しい情報がわからないというお叱りの声をたくさんいただいております。協議会だよりは、その性質上、この協議会で議論された内容を伝えるということはもちろん理解をしているんですが、一方で、最後は住民の皆様が正しい情報に基づいて賛成か反対かを冷静に判断していただくということを考えれば、行政が持っているあらゆる広報ツールを駆使していただき、住民の間にあるこうした誤解や懸念、こういったものに対応した情報発信も行政側から正しい情報を積極的に出していただきたいと、これは要望しておきます。

以上です。

(今井会長)

肥後委員。

(肥後委員)

すみません、私からは住民サービスの維持、具体的にいいますと市民の皆さんの優遇措置の継続ということについて要望させていただきたいと思います。

現在、大阪市では博物館、美術館、動物園などの文化集客施設の入場料について、市民の皆さんの優遇措置が設けられております。例えば天王寺動物園では、大阪市内在住・在学の小中学生、大阪市内在住の65歳以上の方につきましては、大人500円、小中学生200円の入園料が全額免除されております。特別区設置の際に、大阪市が実施している特色ある住民サービスは維持されることは協定書（案）にも明記されておりますが、こうした大阪市民の皆さんを対象としました優遇措置の維持については、市民の皆さんも高い関心を寄せられているというふうに思っております。大阪府に移管されることとなる施設において優遇措置がしっかりと継続されるのか、市民の皆さんからも不安の声も聞かれております。

そこで、我が会派としましては、大阪府に移管されるこれらの施設における優遇措置の継続について協議していただきたいと考えますので、次回法定協議会で議題としていただきますように、会長にお取り計らいをお願いしたいと思います。

もう1点、先ほど広報のことでありましたが、公明党からも広報について1点要望しておきます。

今後、法定協議会で協定書が作成されまして、府議会、市会で協定書が承認された場合、住民投票までの間に行政主催の住民説明会が実施されることになると思いますが、住民の皆さんの中には、この4月に実施する法定協議会主催の出前協議会を、秋の住民投票前に行われる行政主催の住民説明会と混同される方も見受けられます。4月に開催される出前協議会があくまで法定協議会主催の説明会であるということを市民の皆さんに明確にわかるよう周知していただくようお願い申し上げます。先ほど西崎委員からもあった点も含めて要望しておきます。

(今井会長)

横山委員。

(横山委員)

今、公明さんからご提案のありました4点は、いずれも非常に重要な事項でございますので、賛同する次第でございます。特に1点目の区役所における危機管理体制、災害対応をご発言いただきました。ですが、これ制度移行後の区役所における危機管理体制について、藤田委員も言及されましたが、区役所庁舎に配置される職員数などの観点からも、総合的に比較していただければというふうに考えておりますので、あわせて資料作成についてお願いいたします。恐らく4点あったかと思えます。1つ目が災害対応の体制について。2つ目が区役所の体制について。そして、3つ目が市民優遇措置の継続についてです。最後4つ目が広報強化について。これいずれの点も非常に建設的な協議に資するものというふうに考えておりますので、是非次回協議いただくことを要望いたします。会長におかれましてはお取計らいをお願いいたします。

(今井会長)

はい。ほかにないようですので、ただいま公明、維新会派から提案のありました事項について会長預かりとさせていただきます。取扱いについては代表者会議で協議させていただきたいと思えます。

それと、公明会派から、出前協議会の周知に当たっての留意点で、特に市主催の説明会が全24区で秋に行われるということですので、法定協の説明会、出前協議会はあくまでも協定書の内容についての意見、質問ということの住民説明会になりますので、その点についても徹底させていきたいというように思います。

ほかにご意見なければ、最後に出前協議会についてのご報告をさせていただきます。

出前協議会の日程等については、さきの代表者会議において、各会派代表者にご確認していただいております。今後はこの日程などで事務を進めてまいります。協議会には、私はもちろん、知事、市長をはじめ各会派委員からも代表でご出席をいただきます。委員の皆さん方にはご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の協議会はこれで終了とさせていただきます。

この後、第6委員会室におきまして代表者会議を開催いたしますので、各会派の代表者の皆さんはご参集いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。